

社会福祉法人 北但社会福祉事業会
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 利 用 契 約 書
《 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 》 《 介 護 予 防 通 所 介 護 》

(H22. 4 改正)

_____ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人 北但社会福祉事業会 (以下「事業者」という。)は、利用者が指定介護予防短期入所生活介護「このとり荘 (短期入所)」並びに 指定介護予防通所介護「加陽いちごの里」及び「豊岡やなぎの里」(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される指定介護予防短期入所生活介護サービス及び指定介護予防通所介護サービス (以下「指定介護予防サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第 1 章 総 則

第 1 条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第 4 条及び第 5 条に定める指定介護予防サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する指定介護予防サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第 2 条 (契約期間)

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の 7 日前までに利用者から文書によって契約終了の申し入れ (更新の拒絶) がない場合には、この契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によってこの契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要支援認定有効期間の満了日までとします。
この更新後における契約期間中に利用者の要支援状態区分の変更があった場合の契約期間は、第 1 項ただし書と同様の取扱とします。

第 3 条 (介護予防短期入所生活介護計画及び介護予防通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画 (以下「介護予防プラン」という。)が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別のサービスに係る介護予防短期入所生活介護計画及び介護予防通所介護計画 (以下「個別サービス計画」という。)を作成するものとし、

- 2 事業者は、利用者に係る介護予防プランが作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者を紹介する等介護予防プラン作成のために必要な支援を行うものとしします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとしします。
- 4 事業者は、利用者に係る介護予防プランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとしします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとしします。

第4条（予防給付対象サービス）

事業者は、予防給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとしします。

第5条（予防給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、予防給付の支給限度額を超える指定介護予防サービスを提供することができるものとしします。
- 2 前項の他、事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとしします。
 - (1) 利用者の選定により、通常の送迎実施地域以外への送迎の提供
 - (2) 利用者の食事の提供
 - (3) 指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者が使用する以下の種別の居室の提供
 - ①従来型個室
 - ②多床室
 - (4) 指定介護予防通所介護に係る利用者へのおむつの提供
 - (5) その他、指定介護予防サービスにおいて通常必要となるものに係るサービスの提供
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとしします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとしします。

第6条（契約期間と利用期間）

この契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に指定介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める指定介護予防短期入所生活介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所の運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、この契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 事業者は、それぞれの運営規程を遵守するものとします。

第2章 サービス利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要支援の認定区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険の予防給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。
ただし、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防プランが作成されていない場合には、サービス利用料金額をいったん支払うものとします。（要支援認定後または介護予防プラン作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただきます。（償還払い））
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、利用期間中の食費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を、介護予防通所介護サービスにおいて、食費とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 介護予防通所介護サービスにおいて、第1項に定めるサービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても以下の各号に該当する場合を除いては、原則として日割り計算を行いません。
 - (1) 月途中で要介護から要支援に、又は要支援から要介護に変更となった場合
 - (2) 同一保険者管内での転居により、事務所を変更した場合
- 5 前項に加えて、月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 6 事業者は、前5項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時ごと、又は、サービスの利用終了の毎月末に計算し、利用者は、これを翌月25日までに支払うものとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合に、介護予防短期入所生活介護サービスにおいては、利用者は利用開始日又は利用期日の前々日までに、介護予防通所介護サービスにおいては、速やかに地域包括支援センター及び事業者申し出るものとします。

- 2 介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、利用者が利用開始日又は利用期日の前々日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、介護予防短期入所生活介護用の居室が満室であることや、介護予防通所介護利用予定者が満員であることで、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を利用者及び地域包括支援センターに提示して協議するものとします。
- 4 利用者は、介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、第6条に定める利用期間中であっても又、介護予防通所介護サービスにおいてはいつでも、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、介護予防短期入所生活介護事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険予防給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当って、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防サービスの提供について記録を作成し、利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
複写物を交付したときは、利用者は、重要事項説明書記載の利用料金を支払うものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 12 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定介護予防サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 4 章 利用者の義務

第 13 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 14 条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で以下の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動など
- (3) その他入所規則等において事業者が定めた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者側に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者又はその家族等が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者又はその家族等が、サービスの実施に当って必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 利用者が要支援状態でなくなった場合

- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第 19 条から第 21 条に基づきこの契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、この契約の有効期間中、この契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、次の事項に該当する場合には、この契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
- (1) 第 10 条第 3 項によりこの契約を解約する場合
- 3 利用者は、以下の事項に該当する場合には、この契約を即時に解約することができます。
- (1) 利用者が入院及び入所した場合
 - (2) 利用者に係る介護予防プランが変更された場合

第 20 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なくこの契約に定める指定介護予防サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (2) 利用者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第19条から第21条により、この契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第23条（精算）

第18条第1項第2号から第6号によりこの契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

第7章 その他

第24条（代理人の指定）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である次の者を代理人と定め、この契約書における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との続柄 _____)

連絡先 _____

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を選任して、適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

この契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者、立会人が記名・押印のうえ、利用者、事業者が各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

[事業者] 〒 668-0054

住 所 兵庫県豊岡市塩津町2番37号

事業者名 社会福祉法人 北但社会福祉事業会

代表者氏名 理事長 中 貝 宗 治 印

[利用者] 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

[署名代行者] 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

電 話 _____

[立会人] 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続柄)

電 話 _____